

「組合員ホール さくら」利用規程

1. 利用目的

組合員の生協活動を盛り上げること、様々な行事を行うことで組合員が集う拠点とする。

2. 使用の優先順

- 1 生協が主催するもの 支部会議、運営委員会、班会等
- 2 組合員を対象とするもの 趣味の集まりやサークル活動
- 3 他団体が主催するもの

3. 利用時間

9：00～16：00

4. 利用方法

予約の受付は6ヶ月前からとする。受付時間は8：30～17：00（日曜日を除く）

初回申込時に利用申込用紙に記入し、在宅総合センター事務室に提出する。

申し込み内容に変更があった場合は、事務室に報告する。

開始時は事務室で鍵を受け取り、終了後は戸締りして返却する。

使用後は空調や照明のスイッチを切り、机等の配置をもとに戻し、掃除を行う。

5. 他団体への貸し出し

利用責任者が組合員の場合に限り使用を認める。

6. 利用上の注意

敷地内は禁煙

アルコール類の持ち込みは禁止

大きな騒音が発生する等付近住民の迷惑となるような催しは禁止

掃除や注意事項を怠った団体へは以後の貸し出しを禁止

7. 改廃

この規程の改廃は、在宅総合センター管理会議において行う。

8. 附則

2014年4月21日より施行とする。

2016年5月17日改訂する。

2023年12月25日改訂する。